

占領期における

医薬分業論争史(第一報)

——GHQ文書による検証——

杉田 聡

はじめに

医薬分業論争とは、医薬分業(医師は患者の診察、治療、処方箋の交付を行い、薬剤師が薬の調剤、販売を行う)を制度として実施すべきか、もしくは明治以前どおり医師が薬の調剤、販売も兼ねる(医薬兼業)ことを認めるか、という論争である。明治七年の「医制」公布以来、原則的には(法律の本則では)医薬分業とするが、(付則において)種々の体制がともなうまで医師の調剤、販売を認めるといふ状態が続き、付則の撤廃を求める薬剤師を中心とするグループと現状維持を求める医師を中心とするグル

ープの論争が国会を中心として絶えず存在した。

戦禍が拡大するとともに論争は一時休戦となったが、第二次大戦後の占領下において連合国軍総司令部公衆衛生福祉部(GHQ/PHW)の医薬分業の法制化への示唆により、医薬分業論争は再燃した。

本発表は、この占領下における医薬分業論争史研究の第一報として、現在まで未発表であるGHQ文書中に所蔵される関係資料を紹介し、占領期日本医療史研究に資することを目的とする。

GHQ文書

連合国軍総司令部は、占領終了後に各部署での部内文書及び保存資料をすべて米国に持ち帰り、米国立公文書館に収納した。この一連の資料を通称「GHQ文書」と呼ぶが、収納後数十年が経過した時点で情報公開法に基づき一般に公開され、新憲法制定の経過等の政治、経済面での研究の重要資料となったことは周知のとおりである。

我が国の国立国会図書館ではその重要性に着目し、GHQ文書のマイクロフィッシュ化を一九七〇年代より政治、経済関係の文書より順次進めてきたが、一九八八年末に作

九五〇年一月二十九日)

業を終了し、現在、同図書館の憲政資料室に収納し閲覧に付している。本発表で扱う資料は、この内の公衆衛生福祉部 (GHQ / PHW) のファイルの中に散在する医薬分業論争関係の資料である。

医薬分業論争関係のGHQ文書

GHQ文書は大雑把な分類はされているが、項目によっては散逸が激しいものもある。このため今回紹介する資料は必ずしも存在する関係文書を網羅したものではないが、以下にそのリストを示す。

一、記録用覚書 (MEMORANDUM FOR RECORD)

- ・「薬の調剤における医師と薬剤師の責任に関しての日本医師会新役員との会合」(一九五〇年四月八日)
- ・「社会保障に関する件」(一九五〇年五月十五日)
- ・「医師、歯科医師、薬剤師の責任に関する会合」(一九五〇年五月二十五日)
- ・「診療費の調整に関する会議に関しての会合」(一九五〇年六月二三日)
- ・「診療報酬調査会の討議の進行に関するレポート」(一九

二、サムス准将(公衆衛生福祉部部長)宛の書簡、報告書

・「医薬分業に関する意見」発信者・武見太郎(日本医師会医薬制度調査会委員)(一九五〇年一月)

・「医薬分業問題に関する決定」国会へ提出された法案―報告者・高野一夫(日本薬剤師協会専務理事)(一九五一年五月二六日)

三、米国薬剤師協会使節団関係資料

・薬事勧告書草案、及び勧告書

四、その他の医薬分業関係の内部資料、メモ

資料はすべて英文(前記の表題などの訳は杉田による)で、一部の手書き資料を除き英文タイプによる文書である。

発表においては、前記資料をもとに占領期の医薬分業論争を、特に総司令部公衆衛生福祉部の関与について検証す

(東京大学医学部、日本学術振興会特別研究員)

過去四五年間の一精神病院における 入院患者の死亡率および死因につ いて

小池 清廉

精神病院入院患者の死亡率が処遇内容によって左右されることは、とくに戦争末期と敗戦直後の栄養障害を主因とする死亡率の高さから明らかである。さらに、病院運営や職員体制に大きな変化がある場合に自殺が増えるという指摘がある。

一九四五年六月開設の京都府立洛南病院（現在三二八床）に入院した患者の入院中の死亡率および死因の過去四五年間の変遷を見ると、そこには医療および生活環境の水準ならびに時代状況が色濃く反映していることが理解されるので、資料に基づいて若干の考察を加えてみたい。